15.6.30
第34冊

就決十二
開ケラ務社宮崎ノ他京大各幹番ヲ勢ケラロニ来ラ九田ニ十日ロニ一種ノ
ケニ将来ノ為ニ一般参観ノ為ニ本部ヲ解決ノ方ニ
ノ希望ニ来回発信ニ
被選挙ニリニア回ニ引続ノ他ノ方ニ
「時間ノ命令ノ様ヲ本選挙ニ於ケル成績ニ応ジ出張ヲ件ヲ、自ニ中途
ノ森貴本部ニ関スル
書ノ通ナラクハ出席ニヒヒ
回ヲ勢決成セヒ数ケラクハ、投票日後ケラハ一回ノ様ニ我ノ事務ヲ
日ノ二開ニ一年一回
ニ後ニ国本部ニラハ一年ニ回、各会ニ来ニ十決ニ成ニ
ニ後ニ在ケハ、国ニ成ニラハ一ケ

情「二」

労秘第一四二五号

大正十五年六月二十八日

警視総監 太田政弘

内務大臣 濱口雄幸殿
鉄道大臣 井上匡四郎殿
社會局長官 床次竹二郎殿
京都大阪神奈川愛知兵庫
福岡千葉各府縣知事殿
東京地方裁判所檢事正殿

城東電気軌道株式會社労働爭議ニ關スル件

（第五報ニ關ス）